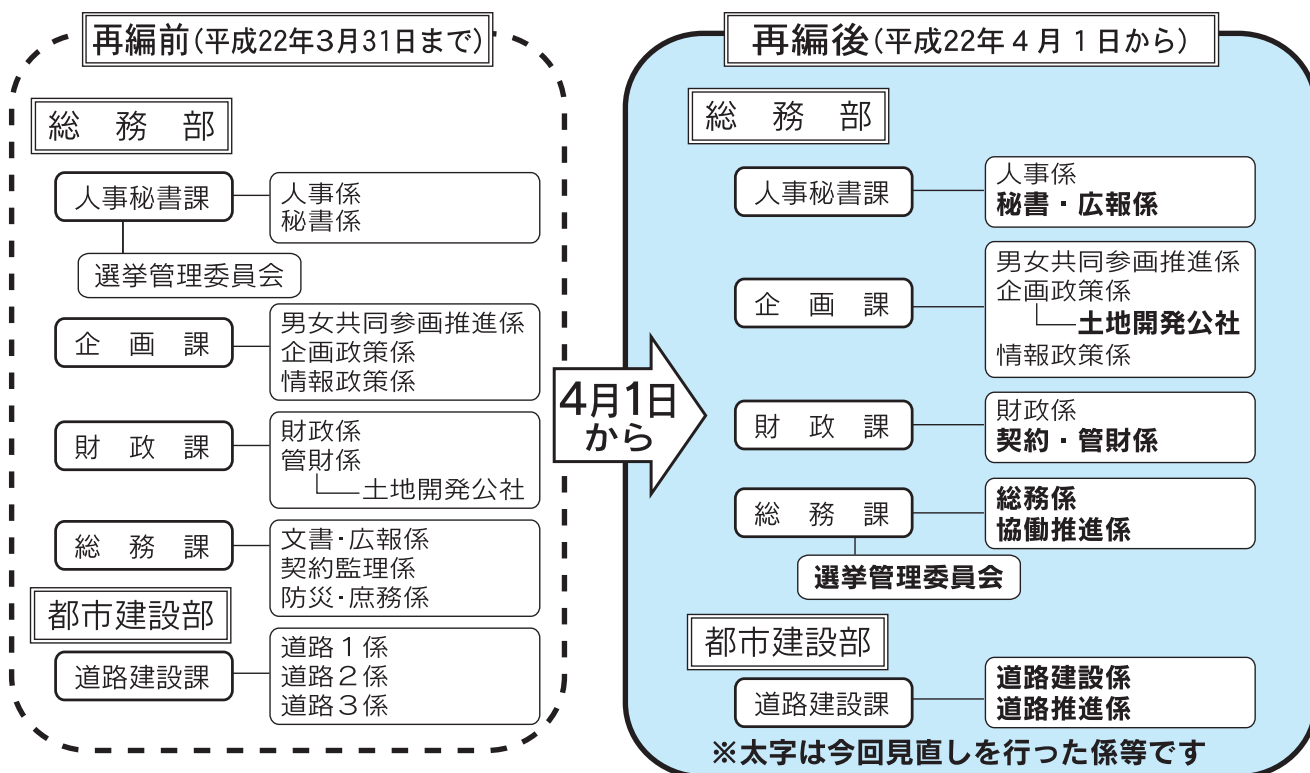


◇ 市役所の組織を一部見直します ◇

平成 22 年 4 月 1 日から、総務部と都市建設部の一部で組織を見直します。



◇主な見直し内容

- 広報おごりの発行や公聴関係は人事秘書課秘書・広報係の所管となります。
- 工事および物品役務等の入札・契約関係は、財政課契約・管財係の所管となります。
- 情報公開・個人情報保護・統計業務については、総務課総務係の所管となります。
- 総務課に協働推進係を設置し、区長会・コミュニティ分権・市民活動推進などを所管します。
- 道路建設課内の3つの係を2つの係に統合します。

●問い合わせ先 企画課企画政策係 ☎ 72 - 2111 内線 224

就学援助申請のお知らせ

市では家計が苦しく就学困難な児童生徒に給食費や学用品費等の一部を支給するという就学援助制度を設けています。就学援助の申請は、年度ごとに必要です。現在援助を受けられている人も、引き続き援助を希望する人は、新たに申請を行ってください。家庭の状況の変化等で、年度途中の申請もできます。ただし、年度途中から認定になった人は認定になった月以降からの月割り支給になります。

●援助の対象となる世帯

- ・世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい世帯

例えば、就学援助申請の家族が借家の場合は大まかな目安として4人家族で社会保険・生命保険・市民税控除後の金額が約370万円以下です。なお、世帯構成および年齢により、目安の金額は大幅に異なります。

- ・市民税が非課税、または減免されている世帯
- ・国民年金の保険料や国民健康保険が減免されている世帯
- ・児童扶養手当の受給者など

●援助内容

学用品費、給食費、修学旅行費、入学準備金、医療費（学校保健安全法で定めた疾病が対象。ただし、病院へ行く前に学校に医療券を請求してください。）

＜学校保健安全法で定めた疾病＞

- ①トラコーマ ②結膜炎 ③白癬(たむし、しらくも、水虫) ④疥癬(伝染の皮膚疾患) ⑤濃痂疹(とびひ)
- ⑥中耳炎 ⑦慢性副鼻腔炎 ⑧アデノイド ⑨う歯 ⑩寄生虫(虫卵保有を含む)

●申請・問い合わせ先 子どもが通学している小中学校、または教務課 ☎ 72 - 2111 内線 512、514
ファクス 73 - 5860